

新緑に泳ぐ

おもちゃ博物館前の壬生町総合公園芝生広場では、五月の空にたくさんの鯉のぼりが泳いでいました。

町観光協会では、鯉のぼりの寄付を随時受け付けています。
(記事13頁)

主な内容

- 清水町長初登庁 2～3
- 町の財政バランスシート 4～8
- 児童養育家庭助成制度のご案内 9
- 教育委員会だより 10～11

4 / 17

清水英世町長が初登庁

清水町政四期目を迎えさらなる躍進



拍手の中花束を受け取る清水町長

3月24日の壬生町長選挙で当選をはたした清水英世町長が、4月17日、四期目の初登庁をしました。

職員に拍手と花束で迎えられ、続いて、正庁会議室において「初心に返り、町民の目線に立つて要望に添うよう執行にあたりたい。一致協力して事業を進めてまいりましょう。」と訓辞がありました。

就任にあたって

このたび、町民各位の暖かいご支援により、四たび当選の栄に浴し、引き続き町政を担当させていただくことになりました。今後は、初心に返り、皆様方のご期待にお応えすべく、町政発展のため一層の努力を傾注したいと存じますので、旧に倍するご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、壬生町は「夢と活力にあふれた緑園都市」の実現を目指してまちづくりを進めていますが、お陰様で、本町のまちづくりは順調に進み、二十一世紀での

飛躍にむけて好スタートを切ることができました。

このように、本町のまちづくりが順調に進みましたが、第十七回全国都市緑化フェアを県都以外で初めて本町に誘致することができ、しかも大成功裡に終了できたからであると存じます。このような成功を収めることができたのは、国や県の暖かいご支援のお陰と思いますが、何よりも町民各位の絶大なご協力の賜物であり、あらためて町民各位に心から感謝申し上げます。

さらに、全国都市緑化フェアにむかって盛りあがった花と緑を大切にすまちづくり運動は、その後も推進され、昨年開催した緑化記念フェアも成功裡に終了でき、今

天ぷら油による 火災の防止

後のまちづくり事業の推進に大きな弾みがつきました。

このように、全国都市緑化フェア開催のお陰で、緑園都市構想の基本となる道路や公園の整備が着実に進みましたが、公共下水道事業や農業集落排水事業、さらに清掃センター更新事業など生活環境の改善を目指す諸事業も順調に進められ、本町は住環境が最も良好なまちの一つとなりました。

今後は、これら都市基盤の整備にむけた

事業の一層の推進を図るとともに、最大の課題である福祉の充実について一層の推進を図ってまいりたいと存じます。そのため、介護支援体制の強化を図るとともに、障害者の福祉の充実を図ることとしております。特に、本年度から、障害者の授産施設の改築に着手し、身障者センターや通園ホームの機能も備えた近代的な施設としたいと思

います。

また、少子化対策としては、「すこやか子育て支援金」「第三子以降の保育料減免」さらに「乳幼児医療費助成対象年齢を未就学児に拡大」など安心して子育てができる環境づくりに努めています。今後は支給対象や内容の充実にも努めるとともに、学童保育の拡充も図っていきたいと存じます。本町は自然に恵まれ、医療施設が整い、

上下水道やゴミ処理など生活環境の改善に

欠かすことのできない事業の推進が図られ、住み良いまちとして評価いただいております。今後とも、健全財政を維持しながら「夢と活力にあふれた緑園都市」の実現にむけて、誠心誠意努力してまいりたいと存じますので、町議会を始め町民の皆様の大なご支援とご協力を心からお願ひ申し上げます。

平成12年中の建物火災の出火原因を見ると、コンロによるものが5,550件と最も多く占めていますが、これらの火災のうち3,879件(69.9%)は天ぷら油等の動植物油に起因しています。

天ぷら油による火災は、水をかけてしまうなど消火方法を誤ると、被害を一層拡大するおそれがありますので、天ぷら油の特性及び危険性を十分理解しておく必要があります。

1 天ぷら油の特性

現在市販されている天ぷら油は、その温度が発火点(約360℃～380℃)以上になれば、火種がなくても発火して燃焼を始めます。一般に家庭で使用する油量程度の天ぷら油を家庭用ガスコンロで加熱すると、約5分で揚げ物に適した温度に達し、そのままの状態で放置しておく約10分程で異臭とともに白煙が立ち始め、20～30分で発火点に達し火がつきます。また、鍋に揚げかす等がある場合には、それが灯芯となつて200℃近くで発火することがあり、加熱し始めてから発火するまでの時間が短くなることがあります。

2 離れるときは火を消す

天ぷら油火災の多くは、天ぷらを揚げているときに来客、電話、子供の世話などでコンロから離れた時のようなちよつとした油断が原因で発生しています。

天ぷら油火災を防止するには、調理油過熱防止付コンロや住宅用自動消火装置等安全装置のついた機器を使用することが最も有効ですが、いったん火をつけたら、絶対にその場を離れない、どうしても離れる必要がある場合には、コンロの火を消してから離れる習慣を付けることが重要です。

3 もし天ぷら油火災が発生したら

天ぷら油火災が発生した時、あわてないで炎の状態を確認し、次のように行動してください。

炎が小さく(高さ10cm程度)油面上をちらちら動き回っているような場合は、コンロの火を止め、鍋の全面を覆うふたをして空気を遮断することにより消火することができます。ただし、すぐにふたを取ると再び発火するおそれがありますので、温度が十分下がるまで待ちましょう。

炎が大きい場合には、消火器で消火する方法が最もよい方法です。天ぷら油火災への効果や操作性を

考慮し、強化液、水(浸潤剤入り)又は機械泡といった液体系の消火薬剤を使用した住宅用消火器や、スプレーのように使用するエアゾール式簡易消火具など、容易に扱うことができる物がありますので、各家庭の台所に1本備えておくと、万が一火災が発生した時に安心です。

また、濡れたシート、バスタオル等で鍋を覆い、空気を遮断することにより消火することもできます。この方法は、被せる時に炎でやけどをしたり、誤って鍋をひっくり返したり、鍋を全面的に覆うことができないこともありますので、十分注意して行う必要があります。

なお、消火後安全な状態になつてから、ガスの元栓を閉めることも忘れずに行ってください。

天ぷら油火災は、未然に防止できるように日頃から心がけることが大切ですが、万が一火災が起きた場合には、慌てず落ち着いて対処する必要があります。天ぷら油火災の危険性を十分認識し、消火器の使い方など、いざという時の行動力を身に付けておきましょう。

壬生町のバランスシート

(もう一つの家計簿)

「壬生町の財産はどのくらいあるの?」「借入金ほどの程度あるの?」「壬生町の経営状況はいいのか?」このような疑問に答える一つの資料として、壬生町ではバランスシートを作成いたしました。

今までの単年度毎の決算書では、主に歳入(1年間の収入状況)と歳出(お金の使いみち)についてお知らせしてきましたが、過去の積み重ねによる町の財産はどのくらいになったか、そのために借り入れた金額の割合はどれくらいになったかというようなことについては、示すことができませんでした。

今回、バランスシートを作成したことにより、それらの状況がわかるようになり、さらに町民一人当たりの財産や負債がどのくらいになるのかを算定いたしましたのでご覧下さい。

バランスシートの内容

バランスシート(貸借対照表)

は、一般的に、企業会計の決算の中でまとめられ、企業の財務状況をあらわす表ですが、壬生町の状況をこれに当てはめて作成しました。

純に比較できない場合がありますので、ご承知おき下さい。

①対象会計範囲

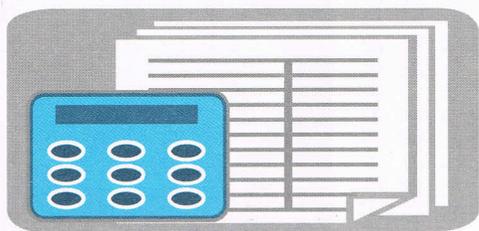
普通会計(一般会計)を対象とします。

②基準日

会計年度の最終日となる、平成13年3月31日です。

③作成に用いた数値

総務省が毎年度実施している決算に係る指定統計調査である「地方財政状況調査表」の昭和44年度以降の数値を基本データとして作成(昭和43年以前の数値は計上されておられません。)



【資産】

バランスシートの左側「借方」

に計上されるのが資産です。これには、ごみ処理施設、学校、道路、公園などの資産の他、投資・出資金、基金などが計上されています。

①有形固定資産

ごみ処理施設、道路、学校など長期間にわたって町民にサービスを提供する資産であり、取得原価主義により評価しています。また、土地以外については、定額法により減価償却しています。

②投資等

公益法人等への出資金、貸付金残高、地域福祉基金等の特定目的基金及び土地開発基金の現在高を計上しています。

③流動資産

年度間の財源調整のための財政調整基金、町債の償還に充てる減価基金、歳計現金(当該年度末の歳計剰余金)、町税未収金等を計上しています。

【負債】

負債は、将来において支払や返済の必要があるものをいいます。

①固定負債

町の借入金である町債現在高

(翌年度償還額を除く)、退職給与引当金(町職員の全員が平成12年度末に普通退職した場合に必要となる退職手当の総額を推計)を計上しています。

②流動負債

翌年度の町債元金償還予定額を計上しています。

【正味資産】

営利活動を目的としない公共団体には、民間企業の「資本」に当たる概念はないので「正味資産」という名称を用いており、「資産の部」から「負債の部」を差し引いたもので、将来に負担を残さない資金分が記載されます。

①国県支出金

有形固定資産の形成に充てられた国県支出金の累計額(土地以外の有形固定資産については、当該資産の減価償却に併せて償却)を計上しています。

②一般財源

資産と負債の差である正味資産から国・県支出金を差し引いた額を計上しています。

平成 14 年 度 予 算 特 集

(単位：千円)

借 方	貸 方
[資産の部]	[負債の部]
1. 有形固定資産 (1) 総務費 616,352 (2) 民生費 681,969 (3) 衛生費 5,096,610 (4) 労働費 16,156 (5) 農林水産業費 838,082 (6) 商工費 1,004,476 (7) 土木費 17,989,761 (8) 消防費 195,029 (9) 教育費 13,406,164 (10) その他 34,834 計 39,879,433 (うち土地 11,781,910) 有形固定資産合計 39,879,433	1. 固定負債 (1) 地方債 8,246,349 (2) 債務負担行為 ① 物品の購入等 0 ② 債務保証又は損失補償 0 債務負担行為計 0 (3) 退職給与引当金 1,962,333 (4) その他 0 固定負債合計 10,208,682
2. 投資等 (1) 投資及び出資金 423,258 (2) 貸付金 132,227 (3) 基金 ① 特定目的基金 2,217,861 ② 土地開発基金 446,082 ③ 定額運用基金 10,000 基金計 2,673,943 (4) 退職手当組合積立金 443,536 投資等合計 3,672,964	2. 流動負債 (1) 翌年度償還予定額 833,024 (2) 翌年度繰上充用金 0 流動負債合計 833,024
3. 流動資産 (1) 現金・預金 ① 財政調整基金 679,548 ② 減債基金 844,702 ③ 歳計現金 554,431 現金・預金計 2,078,681 (2) 未収金 ① 地方税 559,835 ② その他 74,604 未収金計 634,439 流動資産合計 2,713,120	[正味資産の部]
資産合計 46,265,517	負債合計 11,041,706
	1. 国庫支出金 4,559,654 2. 都道府県支出金 953,211 3. 一般財源 29,710,946
	正味資産合計 35,223,811 負債・正味資産合計 46,265,517

※債務負担行為に関する情報

①物件購入に係るもの	千円
②債務保証又は損失補償に係るもの	千円
③利子補給に係るもの	4,546 千円

壬生町のバランスシート (平成12年度)
(平成13年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	貸 方
[資産の部]	[負債の部]
1. 有形固定資産 (1) 総務費 15,499 (2) 民生費 17,149 (3) 衛生費 128,162 (4) 労働費 406 (5) 農林水産業費 21,075 (6) 商工費 25,259 (7) 土木費 452,379 (8) 消防費 4,904 (9) 教育費 337,118 (10) その他 876 計 1,002,827 (うち土地 296,274) 有形固定資産合計 1,002,827	1. 固定負債 (1) 地方債 207,366 (2) 債務負担行為 ① 物品の購入等 0 ② 債務保証又は損失補償 0 債務負担行為計 0 (3) 退職給与引当金 49,346 (4) その他 0 固定負債合計 256,712
2. 投資等 (1) 投資及び出資金 10,644 (2) 貸付金 3,325 (3) 基金 ① 特定目的基金 55,772 ② 土地開発基金 11,217 ③ 定額運用基金 252 基金計 67,241 (4) 退職手当組合積立金 11,153 投資等合計 92,363	2. 流動負債 (1) 翌年度償還予定額 20,948 (2) 翌年度繰上充用金 0 流動負債合計 20,948
3. 流動資産 (1) 現金・預金 ① 財政調整基金 17,088 ② 減債基金 21,241 ③ 歳計現金 13,942 現金・預金計 52,271 (2) 未収金 ① 地方税 14,078 ② その他 1,876 未収金計 15,954 流動資産合計 68,225	[正味資産の部]
資産合計 1,163,415	負債合計 277,660
	1. 国庫支出金 114,659 2. 都道府県支出金 23,970 3. 一般財源等 747,126
	正味資産合計 885,755 資産合計 1,163,415

※債務負担行為に関する情報

①物件購入に係るもの	円
②債務保証又は損失補償に係るもの	円
③利子補給に係るもの	114 円

住民一人当たりのバランスシート (平成12年度)
(平成13年3月31日現在)

バランスシートからわかること

平成13年度3月31日現在で、壬生町の総資産は合計で約463億円となりました。一方、負債は全体で約111億円、その差である正味資産は352億円です。

(1) 資産の部の状況

資産の部では、有形固定資産（建物、土地等）が約399億円で、資産全体の約86%を占め、残りが基金（積立金）、貸付金、未収金などで約64億円となっています。

有形固定資産を行政目的別に見ると、道路、公園などの土木費が約180億円（45%）と最も多く、次に小中学校や公民館、図書館などの建設事業費を含む教育費が134億円（34%）、清掃センター建設や最終処分場建設などを含む衛生費が51億円（13%）となっています。

(2) 負債の部の状況

負債の部では、町債（借入金）の償還が固定負債、流動負債を合わせ約91億円で負債全体の82%、退職手当引当金が約20億円で約18%の割合となっております。

なお、町債については、将来において約91億円償還しなければなら

りませんが、その内約50%については、地方交付税として国から町へ交付されてきますので、実際の町の負担額は地方債残高より少なくて済みます。

(3) 正味資産の部の状況

正味資産の部では、壬生町が保有している資産の内、皆様の税金等により形成された一般財源等は、約297億円で正味資産の約84%に当たります。また、町有資産の内国・県支出金により形成された金額は、55億円となっております。



高齢者の社会参加の拠点、シルバーワークプラザ

バランスシートを活用した財務分析

① 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す有形固定資産のうち、正味資産によって形成されている比率です。正味資産は、主にいままでの世代の負担によって形成された社会資本の額を指しています。他方、負債は将来の世代の負担によって形成された社会資本の額を指します。したがって、将来にも残る社会資本形成の財源が負債によるのか、正味資産によるのか、その依存割合が世代間負担の指標となります。

$$\frac{\text{正味資産合計}}{\text{有形固定資産合計}} \Rightarrow \frac{35,223 \text{ 百万円}}{39,879 \text{ 百万円}} = 88.3\%$$

(これまでの世代間による社会資本形成の比率、高い程良い)

$$\frac{\text{負債合計}}{\text{有形固定資産合計}} \Rightarrow \frac{9,079 \text{ 百万円}}{39,879 \text{ 百万円}} = 22.8\%$$

(後世代による社会資本形成の比率、低い程後世代の負担が少ない)

② 予算額対資産比率

歳入総額に対する有形固定資産の比率で、資産形成のために何年分の歳入が充当されたかを示すものです。

$$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{普通会計歳入額}} \Rightarrow \frac{39,879 \text{ 百万円}}{11,106 \text{ 百万円}} = 3.59 \text{ 年分}$$

③ 正味資産構成比率

正味資産構成比率は、企業会計で使用される自己資本比率に相当し、総資産のうち返済義務を負わない部分があるのかということを示す指標です。

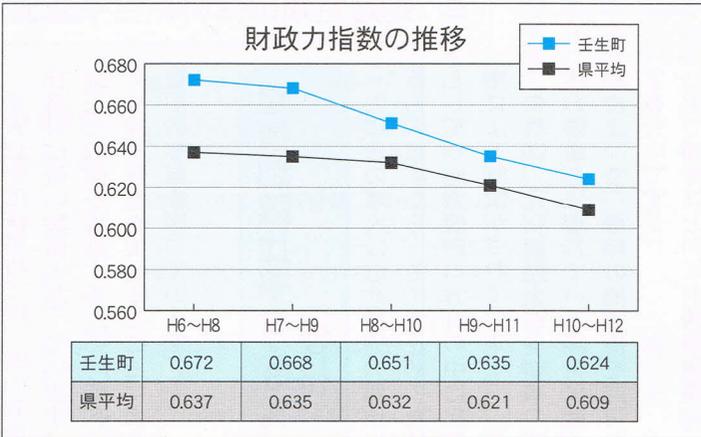
$$\frac{\text{正味資産}}{\text{総資産}} \times 100\% \Rightarrow \frac{35,224 \text{ 百万円}}{46,266 \text{ 百万円}} \times 100\% = 76.1\%$$

知ってほしい 町の財政状況

今回は、平成12年度の決算額が確定しましたので、県平均や過去の数値等を参考にしながら、代表的な財政指数を用いて、現在（平成12年度末）の財政状況をご説明いたします。

財政力指数 0.624
(H10～H12)

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値をいいます。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、1を越える地方公共団体は地方交付税算定上の収入超過団体であり、普通交付税は交付されません。また、1以下の団体であっても、1に近い団体ほどいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。



平成12年度決算時は、県内49市町村中25番目であり、ほぼ平均値を示しています。

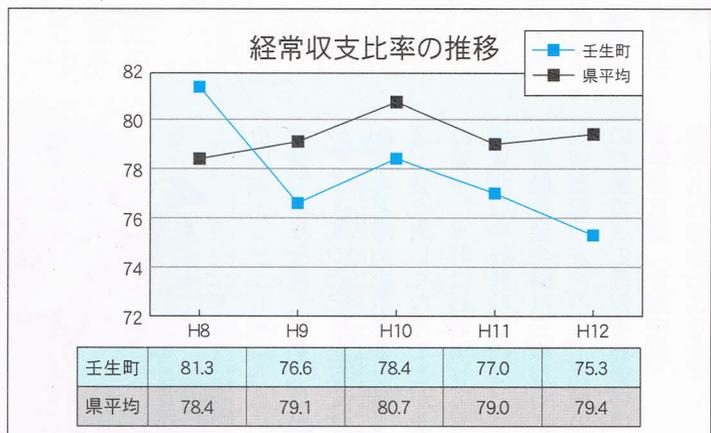
※基準財政収入額：
標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法で算定した額
※基準財政需要額：
地方公共団体が合理的かつ、妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法で算定した額

経常収支比率 75.3%
(平成12年度)

経常収支比率とは、経常的経費に充当された一般財源の、経常一般財源の総額に対する割合で表されます。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することが困難な経常的経費に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定しようとするものです。経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政が硬直化していることとなります。

経常収支比率の適正水準については、一般に70～80%と考えられています。

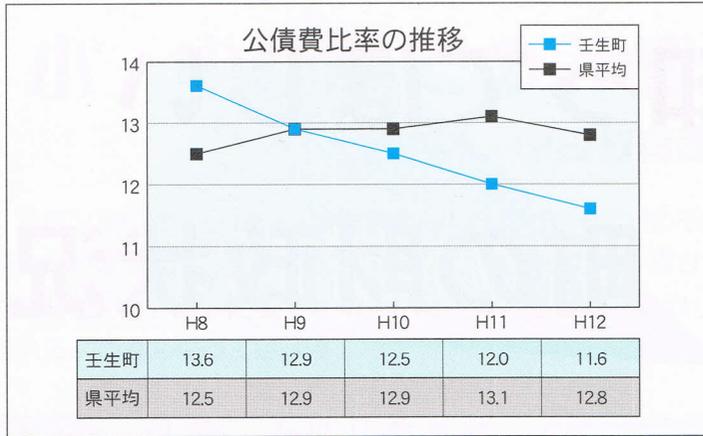


12年度決算時では、県内49市町村中、10番目（少ない方から）となっており、比率についても下降傾向にあることから、健全性が維持されていると言えます。

公債費比率 11・6%
(平成12年度)

地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年元金の償還及び利子の支払が必要となりますが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいます。

地方債を活用すれば、後年度の財政負担になりますので、財政構造の健全性が脅かされないように、適正な数値を維持する必要があります。



平成12年度決算時では、県内49市町村中、18番目に低い数値となっています。町では適正な数値を維持するため、低利への借換えや繰上償還を実施することにより、利子負担の軽減を図っています。

起債制限比率 6・3%
(H10～H12)

公債費の増大は財政構造の悪化につながるものですから、その歯止めのための制度として、地方債許可方針の中に起債制限比率による制限がされています。

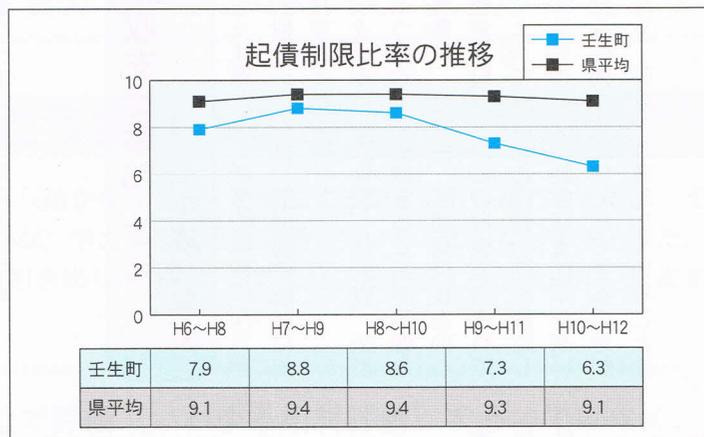
これは、元利償還金が多額にのぼり、団体の財政を圧迫している場合には、この比率によって、各種の地方債を許可しないとします。

(1) 20%以上30%未満の団体

一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債

(2) 30%以上の団体

一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業等に係る地方債

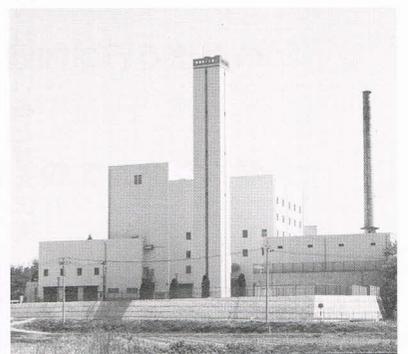


平成12年度決算時では、県内49市町村中、7番目に低い数値となっています。また、地方債現在高(普通会計)では、多い方から14番目となっていますが、人口1人当たりの地方債現在高(普通会計)では、少ない方から8番目となっています。

以上のように、各種財政指数は、ほぼ適正な数値を示しており、健全な財政運営が



コミュニティー消防センター(藤井地区)



(厚生年金・国民年金積立金還元融資施設)

できていると言えます。しかしながら、景気の低迷や地方交付税の削減など地方財政を取り巻く環境は、益々厳しくなることが予想されます。本町におきましても事業の見直しや経費の節約などにより引き続き健全財政を維持していきたいと思っておりますので、住民の皆様のご協力・ご理解をお願いいたします。



(写真は一昨年のとおりまち保育園の園児たち)

児童養育家庭への 助成制度のご案内

次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、養育家庭への支援として、児童手当、遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度があります。該当する方は、町民生部福祉課で、随時受け付けていますので、申請してください。
(受付は、土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで)

児童手当

児童手当は、小学校就学前の児童を養育する方に支給されます。ただし、左の限度額表のように所得による制限があります。

国民年金に加入されている方は、児童手当の限度額欄を、その他の年金に加入されている方は、特例給付の限度額欄を参考にしてください。なお、限度額は、児童を養育する方の平成13年分の所得税法上の扶養人数の欄が基準になります。あなたの所得額は、平成13年分の所得額から一律に8万円を控除した額になります。

● 手当月額

第1子 5,000円
第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

● 支給月

6月、10月、2月

遺児手当

遺児手当は、父母の一方または両親が死亡した児童(義務教育修了前)を養育する方に支給します。ただし、町民税の所得割を課せられない場合だけに受けられません。

● 手当月額

児童1人あたり 3,000円

● 支給月

6月、9月、12月、3月

児童扶養手当

児童扶養手当は、父親がいないか、あるいは父親に重度の障害がある家庭などの児童を養育している方に支給されます。支給対象児童の年齢は18歳到達の年度末までです。離婚等の事実の発生時点から5年を経過してしまつと、請求資格がなくなります。また、所得によつて、一部支給停止、または全額支給停止の場合があります。

● 手当月額(全額支給)

児童1人 42,370円
児童2人 47,370円
児童3人以上 3,000円加算

● 支給月

4月、8月、11月

問合せ先

各種手当の請求方法や対象児童、所得制限など、詳しくは、町民生部福祉課児童福祉係
(☎81-1831)へお問い合わせください。

平成14年度

児童手当所得制限限度額表

扶養家族等の人数	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (厚生年金等加入者)
	所得額(円)	所得額(円)
0人	3,010,000	4,600,000
1人	3,390,000	4,980,000
2人	3,770,000	5,360,000
3人	4,150,000	5,740,000
4人	4,530,000	6,120,000
5人	4,910,000	6,500,000

小・中学校での評価が変わります！

学校教育課 TEL 81-1870 FAX 81-0935

平成14年4月1日から、学校完全週5日制とともに、町内小・中学校で新学期がスタートしました。各学校では、学習指導要領の全面実施の下、「生きる力（＝確かな学力）」の育成をめざした授業と、確かな学力の評価（＝学習指導要領のねらいを実現する評価）に取り組み子どもたちが楽しく充実した学校生活を送れるようがんばっています。

「(確かな) 学力」ってなに？…

もちろん、各教科等で学習する「知識や技能」を身につけていることは「(確かな) 学力」の大切な要素ですが、それを単なる知識の量としてとらえるのではなく、以下のような「総合的な力」としてとらえます。

- 知識や技能を身につけ、それを活用できる力
- 学ぶことへのやる気や意欲
- 自分で考える力
- 自分で判断する力
- 自分を表現する力
- 問題を解決し、自分で道を切り開いていく力

学校での評価はどう変わるの？…

各学校では、子どもたちに「(確かな) 学力」を育成する授業に取り組むとともに、それによって子どもたちが身につけた「(確かな) 学力」の状況の評価していくことになります。また、評価を行う際に、子どもたちのよさをより引き出したり、やる気を起こさせるよう工夫していきます。具体的には以下のようになります。

- クラスの中の順位で評価（いわゆる相対評価）するのではなく、子どもたち一人一人が学習指導要領に示された目標や内容をどこまで達成できているかで評価することを、より一層重視する。
- 学習の目標に基づいた評価（いわゆる絶対評価）を客観的に行うための評価の規準や方法を検討し実施する。
- 「総合的な学習の時間」は評定（数値による評価）を行うのではなく、学習活動や評価の観点を文章で記述する。
- 「通信簿」や「指導要録（子どもたちの学習や生活の状況等を総合的に評価し記録するもの）」を新しい評価に基づいて作成する。

スポーツで地域や親子のふれあいを!

スポーツ振興課 TEL82-2345 FAX82-2706 (月曜休館)

●トレーニングルームのご案内

トレーニングルームは、昨年、床面積拡張時に冷暖房を完備し、快適な使用環境を整えました。コンビネーションマシン・バーベル・ダンベル等の筋力トレーニング系機器や、エアロバイク・ランニングマシン等の有酸素運動系の機器の充実により、各使用者が筋力アップ、持久力の増強、ダイエット等それぞれの目的にあったトレーニングを行うことができます。また、背筋力測定器、血圧測定器を配置し、健康への関心にも配慮しています。

利用方法 利用者登録及び利用券購入が必要です。詳しい内容や手続きは、スポーツ振興課へお問合せください。

利用時間 午前8時30分～午後9時

使用料 1人1時間150円(照明使用の場合は、倍額)

その他 月3回、インストラクターがトレーニングメニューの作成や目的にあった器具等の選択等について専門的な指導・助言をしてくれます。

指導日 ・第2火曜日午後3時～午後8時

・第3日曜日・第4木曜日午前9時～正午、午後1時～3時

●壬生小学校室内プール、一般開放のご案内

昨年に引き続き、壬生小学校室内プールの一般開放を行います。学校週5日制での休日をプールで過ごしたい、手軽に水泳やプールウォーキングをできる機会がほしい皆様のご利用をお待ちしています。尚、昨年とは開放時間や開放日が異なりますのでご注意ください。

開放期間 6月～9月の土曜日・日曜日

午前10時～午後5時

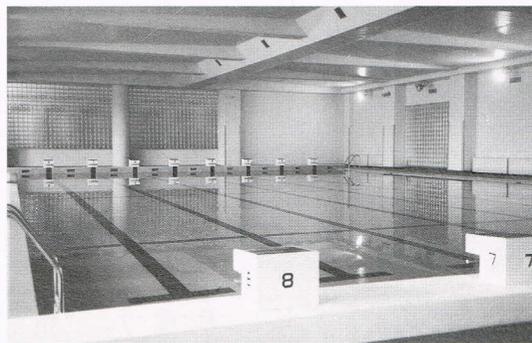
開放場所 壬生小学校室内プール

(児童プール及び25メートルプール)

収容人員 70名

申込方法 プール窓口で使用許可申請書を記入。

使用料 中学生以下100円 高校生以上300円



壬生小室内プール

◎その他のスポーツ施設利用に関してご不明な点は、直接お問合せください。

嘉陽が丘ふれあい広場を子ども遊び・学び塾として開放!

生涯学習課社会教育係 TEL81-1873 FAX82-0935

嘉陽が丘ふれあい広場 TEL82-1014 (FAX兼用)

開放日時 5月11日(土) 5月18日(土) 6月8日(土) 6月29日(土)

いずれも午前9時～午後3時まで

内容 ・子どもたちが自由に遊べるよう場所を提供、用具の貸し出しを行います。予約の必要はありません。費用もかかりません。

主な用具…卓球用具、バドミントンの用具、ドッジボール、短なわ、長なわなど

・子どもや親子を対象とした講座

詳しい講座内容は、学校を通じて配布したチラシをごらん下さい。予約が必要な講座もあります。内容によっては、材料費がかかります。(1人200円～500円程度)

開放施設 多目的広場、キャンプ場、体育館、テニスコート、研修室

◎夏休み特別開放

●開放日 7月28日(日)

●内容 大学生や高校生が、親子を対象とした複数の講座を開設します。詳細については、学校を通じてチラシを配布します。



まちのわだい



安塚・睦コミュニティの 備品を整備

安塚地区及び睦地区コミュニティ推進協議会に連帯感あふれる地域社会づくり等コミュニティ活動の更なる推進を図るため、次のような備品の充実が図られました。これらの備品は財団法人自治総合センターからの助成によるものです。

安塚地区コミュニティ推進協議会用

- ◎ イベント用屋外放送設備
- イベントアンプ1台、専用アンテナ2本、マイクロホン2本、ワイヤレスマイク2本、スピーカー4台
- ◎ 各種講習会活用等テレビ及びビデオデッキ
- ハイビジョンテレビ（BSチューナー付）1台、テレビ専用台1台、

- ハイビジョンビデオデッキ1台、BSアンテナ1本
- ◎ 伝統食文化を守る（そば打ちセット）
- めん台3台、めん切り包丁3丁、こね鉢3個、めん箱3箱、めん棒3本、粉ふるい2個
- ◎ 石油ファンヒーター1台
- 睦地区コミュニティ推進協議会用**
- ◎ コミュニティ関係事業の会議、総会、研修会用
- ゼミテーブル38台、ゼミテーブル座卓10台、ゼミテーブル収納台車3台



睦作業所に 空気清浄機を寄贈



睦作業所での贈呈式

社団法人栃木法人会では、4月2日、睦作業所に空気清浄機を寄贈しました。

当日は同法人会壬生地区毛塚俊照会長から、「入所されている方々の健康管理と、よい環境のもとで作業ができることの一助になればと思ひ贈らせて頂きます。」と、毛塚重徳町社会福祉協議会常務理事に手渡されました。

入所されている方々は「さらに作業に専念し頑張ります。」と感謝していました。

チューリップでお年寄りと交流



高齢者の方々と色とりどりのチューリップ

いずみ自治会では、地域住民の親睦を計るため、色々な事業に取り組んでいます。今年は、昨年

町の体育祭で頂いたチューリップの球根を個別には配らず、高齢者の方々にお手伝い頂き、いずみ公園の周りに植え付けました。

先頃150個の球根に、赤・白・黄色の花が見事に咲きそろう、お手伝いして頂いた高齢者の方々は勿論のこと、自治会内の方々、周辺の皆様にも、公園に訪れたとき喜んで頂くことができました。

つねづね引きこもりがちだった高齢者の方々と交流が持て、また夏に向けて、ひまわりの種を蒔く予定です。

女性ドライバークラブによる 交通安全フラワー大作戦

平成14年4月12日（金） 交通安



壬生 I.C 入口での街頭広報

全運動期間中の重点目標である飲酒運転等、悪質危険な運転追放の徹底を周知広報するため、高速道路壬生 I.C 出入口において壬生町女性ドライバークラブ（人見イハ会長）が交通安全「花」とチラシ等広報品を配布しました。

この日はおそろいのコートに身を包んだ会員約40名が参加し、「シートベルトを着用しよう」等の手持ちのプラカードで安全運転を呼びかけました。



役場前の交差点での実技講習

歩行者等の安全を守る 交通指導員 街頭実技研修を実施

町交通指導員15名は、4月26日、交通指導の実技と講話の研修を実施しました。

今回の研修では、登下校時の小学生や一般歩行者への交通安全確保のため、停止棒の使い方や横断歩道の渡らせ方など、長年実践している交通指導技術の再確認と、交通指導員相互の情報交換により、より安全な交通指導を目指し、壬生交番所長の指導のもと実施されました。

自衛官募集相談員に委嘱状交付 ～自衛官志望者の相談役～



写真右2番目から、久保田さん、増田さん、稲葉さん
下段右から、早乙女さん、桑川さん、船越さん

このたび、自衛官募集相談員として、6名の方々が再委嘱されました。自衛官を志望される方、自衛隊について詳細を知りたい方は、気軽にご相談ください。

自衛官募集相談員名簿

氏名	住所	電話番号
稲葉 富蔵	壬生町本丸二丁目21番7号	82-3521
増田 芳郎	壬生町中央町7番11号	82-0305
船越 榮吉	壬生町駅東町9番5号	82-5365
早乙女善明	壬生町大字安塚884番地14	86-3066
桑川 フミ	壬生町大字上田98番地1	86-2580
久保田和文	宇都宮市針ヶ谷町454番地9	028-653-5138 勤務先 82-2261

町消防団が訓練開始 新団員44名が加入



新団員による規律訓練



ポンプ操法訓練

町消防団(中根幸男団長・団員203名)では、新年度を迎えた4月21日、町総合運動場で新規団員を交えた団員訓練を行いました。

始まりにあたり、町長より「有事の際に適切に行動できるよう、新規団員の皆さんも、早く先輩団

員に追いつくよう頑張ってください」と挨拶がありました。

訓練は、石橋地区消防組合壬生分署・安塚分遣所の職員から、新規団員は規律訓練、他の団員達はポンプ操法等の指導を受けました。

「ご家庭で眠っている鯉のぼりは ありませんか?」

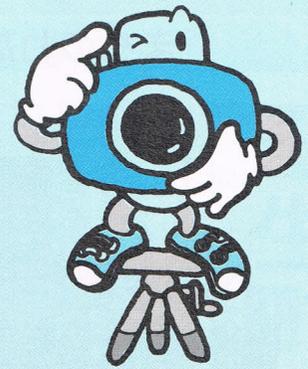
壬生町観光協会では、「壬生町総合公園(中央芝生広場)」に泳がせる鯉のぼりを募集しています。

随時受け付けていますので、あなたの鯉のぼりをもう一度青空に泳がせてみませんか?

ありませんか?

(大きさは、なるべく7メートル未満のものを希望します。無償提供をお願いします)

受付先
おもちゃ博物館 ☎ 86-7111
壬生町観光協会 ☎ 81-1844
(役場商工観光課内)



みんなの 広場

皆様のご応募を
お待ちしております!

私の自慢料理 ②

上坪 寺内広子さん

(農村生活研究グループ)



かんぴょうの ごま酢あえ



調理に手間がかかると言われ、食卓に上る機会の少ないかんぴょうですが、実は食物繊維やカルシウム等が豊富に含まれています。まして、壬生町の特産品であるかんぴょうを、もっと多くの人に食べてもらいたいと、調理の仕方を工夫しています。

材料 かんぴょう20g、油揚げ2枚、人参30g、きゅうり100g、塩小さじ1½、ごま酢(すりごま大さじ2、酢大さじ2½、砂糖大さじ2½、ごま油小さじ2、塩少々、醤油小さじ2)



サラダ感覚で食べられる

※好みで調味料の調節をする。酢の他にレモンの汁を入れても可

- ①かんぴょうをもどし、5〜10分ゆで、水気を絞り3〜4cmに切る。
- ②油揚げは熱湯に通し、横半分に切ってから細切りにする。
- ③人参は洗って皮をむき、3〜4cmの長さの千切りにする。
- ④きゅうりは板ずりをして、3〜4cmの長さの千切りにする。
- ⑤人参、きゅうりに塩を振り、軽くもみ、サツと水洗いして水気を取る。
- ⑥ごま酢の材料をあわせておく。ごまは香りよく炒ってからあわせる。

材料のかんぴょう、油揚げ、人参、きゅうりの水気を充分とってから器にもりごま酢とあえる

材料のしみぬきは、汚れに合わせた方法で行う必要があります。用意する物はブラシ(しみぬき専用のほか豚毛の歯ブラシや綿棒を束ねたものでもOK)と、清潔な木綿の布(さらし、手ぬぐい)です。

しみには大きく分けて水性のしみと油性のしみがありますが、一度に両方のしみをつけてしまった場合は、油性のしみぬきを優先します。最初に水性のしみを落とそうとすると、油性のしみはその水分で固まってしまい、落ちなくなってしまう可能性があります。

しょうゆやコーヒ、ジュース

暮らしの ワンポイント

衣類のしみには素早い処置が鉄則です。基本は「たいてい落とす」こと。「ゴシゴシこすると広がったり汚れが繊維に入り込んで落ちにくくなったりするので注意

しましよう。外出先でしみを作ってしまったら、その場でハンカチなどに水をつけ、下にティッシュをしいて上からたたく「応急処置」を。これだけでも、後のしみぬき作業が楽になります。

きちんとしたしみぬきは、

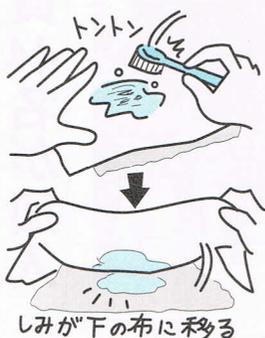
服のしみぬき

水をつけたブラシでたたく

最近では、しみの種類別に対応できる携帯用のしみぬきセットも市販されています。いざというときに慌てないよう、ふだんから持ち歩くのもよいでしょう。

マヨネーズやバター、口紅など油性のしみは、ティッシュで汚れをつまみ取ってから、ベンジンを含ませたブラシでたたき、ベンジンが乾いたら洗剤で水洗いします。完全に落ちていなければ漂白剤を使いましょう。

最近では、しみの種類別に対応できる携帯用のしみぬきセットも市販されています。いざというときに慌てないよう、ふだんから持ち歩くのもよいでしょう。



花と人物

洋画家 中川 令子さん (舟町)

6月19日(水)~23日(日)、中央公民館で油絵展



第25回記念近美展

大蔵大臣賞「よめさま」

通町在住の洋画家、中川令子さん(近代日本美術協会運営委員・日本美術家連盟会員)は、絵を描き始めて約30年経つそうですが、モチーフはずっと花と人物です。花の中では特に野に咲く花が好きで、明るい絵が多いようです。最近、着物の女性を描くことも多く、大正ロマン風の着物に関心があるそうです。

一日のうちで、キャンバスに向かうことのできる時間は限られています。絵を描くことができないという事に感謝しながら、その時間は全神経を集中させて制作しているそうです。

二年毎に個展を開いていて、前回はず都宮市文化会館で油絵展を開きました。次は地元での声に



油絵展を開く中川さん

応え、6月19日から5日間、壬生中央公民館で油絵展を開きます。

ハガキ大の小品から100号の大作10点(国際芸術大賞・各大臣賞受賞作品など)を含めて、約50点を展示します。また、父親である田辺武さんも自筆の書の掛軸を約10点、賛助出品される予定です。

作品は、作者の感性がそのまま反映されるものなので、これからも心豊かに感性を磨いて絵の制作を続けていきたいということですね。

「油絵展には、気軽にお立ち寄り頂き、楽しいひとときを過ごしていた、ほしい」と話して下さいました。

地価公示価格は

土地取引の基準です

平成14年の地価公示価格が、国から公表されました。

この価格は、地価公示法に基づいて「正常な土地の価格」を公表するもので、平成14年1月1日現在で調査したものが3月26日に公示されました。

本町では次の14か所が標準地として公表されていますが、詳細については閲覧を希望される方は、町総務部企画財政課までお越しください。なお、公示価格は1㎡あたりの価格です。

住宅地

- ・中央町327番3
- 〔中央町2-15〕 65,500円
- ・大師町829番3外
- 〔大師町15-32〕 56,300円
- ・いずみ町619番45
- 〔いずみ町8-19〕 74,300円
- ・幸町2丁目3402番51
- 〔幸町2-20-10〕 76,900円
- ・大字安塚字西南原875番16
- 63,500円

商業地

- ・緑町2丁目1022番170
- 〔緑町2-5-6〕 110,000円
- ・緑町2丁目1058番126
- 〔緑町2-15-18〕 112,000円
- 調整区域内宅地
- ・大字壬生甲字車塚3440番1外 18,800円
- ・大字上稲葉字町田2227番 14,500円
- ・大字安塚字西原2389番11外 17,200円



吉田 樹ちゃんご兄弟とお母さん(安塚中央)



渡邊 敢太ちゃんご兄弟(下台団地)



片岡 圭ちゃんご兄弟(県営壬生住宅)



大関 彩恵ちゃんご兄弟(上田)

すこやかベビー・ ご家族紹介



町では、第3子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。
※支援金の受給要件、申請方法等は、町福祉課児童福祉係
(☎81-1831)へ



◆社会福祉協議会へ
寄付

(○数字は寄付回数)

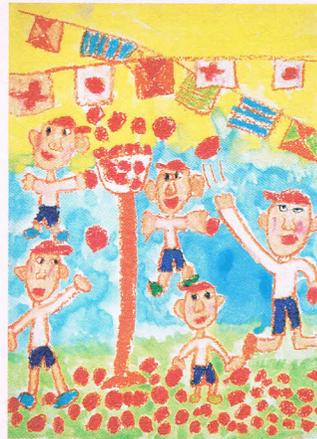
● 黒川久子様① 2万8千376円 1万円

● 壬生町カラオケ歌謡会様⑭

● 小谷野芳子様② 5万円

● 羽生田西部親睦会様⑳ 3千円

● (株)県南環境様⑳ 2万円



「たまいれ」



壬生東小 2年
金子 七瀬

守ってますか? 正しい管理・使い方

農薬の誤使用に注意!

農薬危害防止運動
6月1日~8月31日



まちのうごき 5月1日現在

総人口 39,911人 (Δ21)
男 19,527人 (Δ19)
女 20,384人 (Δ2)
世帯数 13,070世帯 (47)
()内は前月比

●町県民税
6月の納税等
(1期及び全納)
納期限 7月1日



壬生東小 6年
古橋 雪



版画「虫のぎゃくしゅう」